

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	1
○道路の供用の開始.....（道路課）	1
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定.....	1
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	2

告 示	
北海道告示第571号	
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。	
平成20年9月2日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1(1) 保安林の所在場所	伊達市大滝区三階滝町142地先・77の2・77の3・142（以上1筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。）、141の1、141の2
(2) 指 定 の 目 的	土砂の流出の防備
(3) 指 定 施 業 要 件	
ア 立木の伐採の方法	
(ア) 主伐は、択伐による。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。
2(1) 保安林の所在場所	勇払郡厚真町字鹿沼44の4・44の28（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、44の6
(2) 指 定 の 目 的	土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課並びに伊達市役所及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 小樽石狩線	石狩市横町19番1地先から 石狩市横町5番13地先まで	平成20.9.2

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成20年9月2日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

1 事件名

平成20年（収）第5号一般国道38号及び一般国道44号改築工事（釧路外環状道路・釧路町字別保原野南24線地内）収用事件

2 起業者の名称

国土交通大臣

3 事業の種類

一般国道38号及び44号改築工事（釧路外環状道路・釧路IC（仮称）から別保IC（仮称）まで）並びにこれに伴う普通河川、排水路及び町道付替工事

4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地目	登記記録上の 地 積 (m^2)	実測地積 (m^2)	収用しようとする 土地の面積 (m^2)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日・ 受付番号	種類
釧路郡釧路町 字別保原野 南二十四線	47番63	原野	991	992.10	992.10	前田 光雄	釧路市北斗219番地 ただし、土地の登記記録上 は、釧路郡釧路町字別保原 野南25線61番130	株式会社 松村組	大阪市北区東天満 1 丁目10番20号	平成14年12月10 日・第22250号	仮差押
	54番12	原野	1,487	1,487.61	536.56	佐藤 隆昭	野付郡別海町中西別120番 地の5	なし	なし	なし	なし
	54番24	原野	3,815	3,815.53	775.42	起産工業株式 会社	釧路市春採 5 丁目 2 番 1 号	なし	なし	なし	なし
	54番25	原野	1,652	1,652.91	902.02	起産工業株式 会社	釧路市春採 5 丁目 2 番 1 号	釧路信用 組合 ただし、 土地の登 記記録上 は、釧路 商工信用 組合	釧路市北大通 9 丁目 2 番地	平成 7 年 5 月 26 日・第9974号	根抵当 権設定
	54番34	原野	1,310	1,310.55	247.96	起産工業株式 会社	釧路市春採 5 丁目 2 番 1 号	釧路信用 組合 ただし、 土地の登 記記録上 は、釧路 商工信用 組合	釧路市北大通 9 丁目 2 番地	平成 7 年 5 月 26 日・第9974号	根抵当 権設定

5 裁決手続開始決定の日

平成20年 8 月22日

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第205号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年9月2日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

A P R形警察移動通信システム移動無線機 129セット A P R形警察移動通信システムオートバイ無線機 1セット (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 限 平成21年 2月13日 (4) 納 入 場 所 契約担当者が指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 日本国内において、当該調達物品の検査を行う設備を準備でき、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員等の立会検査に応じられる者であること。 (4) 当該調達物品に関し、アフターサービス、修理、部品提供等を長期にわたり円滑に行う体制が整備されているものと認められること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成20年9月2日から9月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道警察本部総務部会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (2) 入 札 日 時 平成20年10月14日 午前10時30分（送付による場合は、平成20年10月10日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。	6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、入札説明書については、北海道警察のホームページ（http://www.police.pref.hokkaido.jp/）において閲覧・印刷することができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 10 Summary A Nature and quantity of the products to be purchased : Police Mobile Communications System (Mobile radio set), 129 sets Police Mobile Communications System (Radio set for Motorcycle), 1 set B Bid tendering time and date : 10 : 30 A.M., October 14, 2008 (in case of mail, the necessary documents must be reached by October 10) C For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan Phone : 011-251-0110 Extension 2236 正 誤 ○平成20年8月29日（第2005号） 北海道規則第85号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。
--	---

ページ 欄 行
68 右 22

誤

働いている者
の 名 前

正

働いている者
の 氏 名
